

浜松ウォーターシンフォニー株式会社公告第 005 号

浜松ウォーターシンフォニー株式会社(以下、HWS とする)の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、浜松ウォーターシンフォニー株式会社一般競争入札要領に基づき公告する。

2023 年 2 月 1 日

浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表取締役 内野 一尋

－ 記 －

1. 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

令和 5 年度西遠浄化センター汚泥焼却（4 号）設備改築工事

(2) 工事場所

浜松市南区松島町地内 西遠浄化センター

(3) 工事概要

本工事は浜松市西遠浄化センターの以下の設備工事を対象に、汚泥焼却施設の改築を行う工事である。

下記に示す改築工事に必要な施設の設計、製作、施工（施設の建設、各設備機器の据付、各種配管・配線敷設、仮設工）、及び、対象設備に対する既設施設、機器等の撤去、処分を受注者の責任において実施すること。

- 1) 土木工事
- 2) 建築工事
- 3) 機械設備工事
- 4) 電気設備工事

(4) 工期

契約日から 2028 年 3 月 31 日まで

(5) 概算金額及び予定価格

1) 概算金額

金 5,350,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2) 予定価格は、技術提案の審査完了後、内容評価点が最も高い技術提案に基づく。

(6) 特定建設工事共同企業体への発注の可否 [可]

(7) 落札方式

本公告に係る入札は、汚泥焼却設備の品質の向上を図るための高度な技術提案を受付け、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（高度技術提案型）一般競争入札により行う。

2. 問い合わせ先

- (1) 担当部署 : 施設工事事部
(2) 住所 : 静岡県浜松市南区松島町 2552 番 1 西遠浄化センター
(3) 連絡先 : shisetsu.koji@hw-symphony.co.jp

3. 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業として参加する場合には、次の(1)から(9)までおよび(11)から(13)までの要件を満たしていること。浜松ウォーターシンフォニー株式会社建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあっては、共同企業体として(1)、(3)、(7)及び(10)から(15)の要件を満たしおり、各構成員が(1)と(2)及び(4)から(9)までの要件を満たしていること。

- (1) HWS は、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) HWS は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 4) 監督又は検査の実施に当たり監督員の職務の執行を妨げたとき。
 - 5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 7) HWS が実施する見積依頼に対して、正当な理由がなく未回答であったとき。
- (3) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とするとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。なお、工場製作期間と現場施工期間とで異なる技術者を配置することができるが、現場施工期間中は、技術者を専任で配置すること。また、工場製作期間の技術者は専任を要しないが、その期間中は他工事の現場には配置できないものとする。
- (4) HWS 工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) HWS 工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領により入札排除期

間中でないこと。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - 1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - 2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - 3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (9) 一般競争入札に付する工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（工事予定価格確定時における工事見積対応者は除く）。
- (10) 本件事業に係る業務において、評価を行う「入札評価時における技術的助力」を受託している中日本建設コンサルタント株式会社（本社愛知県名古屋市中区錦一丁目 8 番 6 号、代表取締役社長 庄村昌明）と資本面若しくは人事面において関連がない者。

なお、「資本面において関連がない者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有している、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者がいないことをいい、「人事面において関連がない者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者がいないことをいう。
- (11) 共同企業体は 2 者ないしは 3 者で構成し、甲型の場合は、各構成員の出資比率は 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上とすること。乙型の場合は、責任をもって分担する各工事の構成員で構成する。また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな施工能力を有するものであること。
- (12) 代表構成員の入札参加資格要件として、
 - 1) 競争入札参加申請時に提出する経営事項審査総合評定値通知書のうち、機械器具設置工事に係る総合評定値が 1,450 点以上の者であること。
 - 2) 機械器具設置工事に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
 - 3) 代表構成員が工事を行ったもので、提案技術と同じシステム、処理規模 120t/日以上、1 年以上の稼働実績（実証実験機を含める）がある者であること。

- (13)電気設備工事を担当するその他構成員の入札参加資格要件として
- 1) 競争入札参加申請時に提出する経営事項審査総合評定値通知書のうち、電気工事に係る総合評定値が1,000点以上の者であること。
 - 2) 電気工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- であること。
- (14)土木工事を担当するその構成員の入札参加資格要件として
- 1)競争入札参加申請時に提出する経営事項審査総合評定値通知書のうち、土木一式に係る総合評定値が1,000点以上の者であること。
 - 2)土木一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- (15)建築工事を担当するその構成員の入札参加資格要件として
- 1)競争入札参加申請時に提出する経営事項審査総合評定値通知書のうち、建築一式に係る総合評定値が1,300点以上の者であること。
 - 2)建築一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- (16)入札参加資格の確認として、入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書受付最終日（令和5年3月6日（月））とする。
- (17)入札参加者の参加資格の喪失
- 入札参加者の参加資格の喪失については、
- 1) 入札参加資格確認基準日の翌日から入札提案書の提出日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえHWSが認めた場合は、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
 - 2) 入札提案書提出日以降に入札参加者の構成企業が入札参加資要件を欠いた場合、HWSは当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、HWSがやむを得ない事情であると判断した場合は、審査対象とする。
 - 3) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、HWSは落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、HWSは落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- とする。

4. 制限付一般競争入札参加資格の確認および提出資料

- (1) 単体企業として参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を別記1の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は、確認申請書の提

出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から 18 日以内に文書で通知する。

- (2) 参加資格がないと認められた者は、HWS に対し別記 1 の 2 によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から 5 日以内に文書で行う。
 - (3) 参加資格がないと認められた者及び別記 1 の 1 の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。
 - (4) 次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全て A4 サイズとし、1) から 7) までの順に整えて提出すること。
 - 1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式集 様式 2-1）
 - 2) 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体のみ 様式集 様式 2-2）
 - 3) 特定建設工事共同企業体協定書（共同企業体のみ 様式集 様式 2-3）
 - 4) 使用印鑑届
 - 5) 施工実績調書（汚泥焼却設備 様式集 様式 2-4）
 - (1) 竣工が 2012 年 6 月 1 日以降のものを 1 件記載すること。
 - (2) 該当する工事の「竣工登録工事カルテ受領書」若しくは「登録内容確認書（工事实績）」の写し又は請負契約書及び内容が分かる書類の写しを添付すること。
 - 6) 経営事項審査結果通知書
直近の有効な経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。
 - 7) 欠格事項に該当しないことの宣誓書（様式集 様式 2-5）
 - (5) 確認申請書等提出における注意事項
 - 1) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - 2) 提出された確認申請書等は、返却しない。なお、提出された確認申請書等を、本件競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
 - 3) 提出期限後は提出された確認申請書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、HWS が必要に応じて改善を要請し再提出を求めたときを除く。
5. 契約書案、入札心得及び入札説明書等について
- (1) 契約書案、入札心得、入札説明書、要求水準書、様式集等（以下「入札説明書等」という。）は、別記 1 の 3 により送付する。
 - (2) 入札参加資格に関する質問書（様式集 様式 1-1、1-2）は、別記 1 の 4 により提出すること。なお、入札公告に対する質問のうち競争入札参加資格要件に係るものを除く質問については、7. 技術提案に関する質問にて行うこと。
 - (3) 質問内容欄及び添付資料には、企業及び個人等が特定される内容は記入しないこと。特に、添付資料についてはファイルの文書情報（例：Word や Excel ファイルのプロパティ）によって個人情報が特定されることがあるので、保存時に文書情報から個人情報を削除するなどの措置を講じた資料を添付すること。
 - (4) (2) の質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り質問者の権利、競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、HWS へ

ホームページにて 2023 年 2 月 27 日(月)までに順次公表するが、質問を受け付けてから回答をするまでに数日を要するとともに、回答期限の指定等の要望には答えない。なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

6. 現地調査の日時及び場所等

競争入札参加資格があると認められた者は申込書（様式集 様式 1-6～1-7）を提出することで、HWS と調整の上、施設調査及び資料閲覧を行うことが出来る。申込先等は、別記 1 の 5 による。

7. 技術提案に関する質問

- (1) 技術提案に対する質問書（様式集 様式 1-3～1-5）は、別記 1 の 6 により提出すること。
- (2) 質問内容欄及び添付資料には、企業及び個人等が特定される内容は記入しないこと。特に、添付資料についてはファイルの文書情報（例：Word や Excel ファイルのプロパティ）によって個人情報が特定されることがあるので、保存時に文書情報から個人情報を削除するなどの措置を講じた資料を添付すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り質問者の権利、競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、HWS ホームページにて 2023 年 4 月 12 日(水)までに順次公表するが、質問を受け付けてから回答をするまでに数日を要するとともに、回答期限の指定等の要望には答えない。なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

8. 技術提案等に関する資料の提出方法

- (1) 競争入札参加資格があると認められた者は、技術提案及び見積書（以下単に「技術提案等」という。）を別記 1 の 7 により提出すること。
- (2) 提出資料
提案者が提出する技術提案等については、電子データ及び紙により行い、以下のとおりとする。なお、作成方法等については、様式集に準拠すること。
 - 1) 提出部数
ファイル綴じ製本 3 部、電子データ (CD) 3 部
 - 2) 技術提案書
 - (1) 技術提案書（様式集 様式 5-1）
 - (2) 要求水準に関する確認書（様式集 様式 5-2）
 - (3) 見積書（様式集 様式 4～4-1-10）
 - (4) 技術提案概要書（様式集 様式 5-3）
 - (5) 要求水準に係る技術提案書（様式集 様式 6～6-6）
 - (6) 落札者決定基準に係る技術提案書（様式集 様式 7～7-11）
 - (7) 施設整備計画 図面集（様式集 様式 8、8-1）
- (3) 提出にあたっての注意事項
 - 1) 見積書は、概算金額を超えない範囲で作成し、超えた場合 HWS は失格とすることが出来る。
 - 2) 各提案項目について、落札者決定基準及び様式集に定められた提案を行うこ

と。提案がない場合 HWS は失格とすることが出来る。

- 3) 技術提案等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 4) 提出された技術提案等は返却しない。なお、提出者に無断で本件以外の他の用途には使用しない。
- 5) 提出期限を過ぎた後の技術提案等の提出、訂正又は差し替えは認めない。ただし、技術対話において提案者の意図を確認したうえで、HWS が必要に応じて改善を文書により要請し技術提案等の再提出を求めたときを除く。

9. 技術対話

技術提案等の提出があった者に対し、施工上の課題認識や技術提案の不明点について、下記のとおり技術対話を行うものとする。

- (1) 日時： 別途通知する
- (2) 場所： 別途通知する
- (3) 出席者： 技術提案等について説明できる者
- (4) 出席にかかる費用： 技術提案等の提出者の負担とする

10. 技術提案等の改善

(1) 技術対話において、個々の技術提案等の記載内容につき、下記場合が生じたときは、提出者はすでに提出した技術提案等を改善することができる。

1) HWS が提案者に改善を求め、提案者が応じた場合。

(2) 上記(1)において、HWS が提案者に改善を要請し、技術提案等の再提出を求めるのは、以下の場合に限る。なお、再提出がなされない場合、又は再提出後においても技術提案の内容に要求水準書に定める要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、入札に参加できない。

- 1) 技術提案等の内容に、要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合。
- 2) 技術提案等の実現性や安全性を確認するための資料が不足している場合。

11. 技術提案等の改善通知

HWS は、技術対話の結果を踏まえ、HWS が提案者に改善を要求した事項があった場合は、その改善内容を、別記 1 の 8 により提案者に通知するものとする。

12. 技術提案等の再提出

提案者が 11. に定める改善通知を受領した場合は、その内容に従い、技術提案等を再提出すること。また、再提出する技術提案等に基づく見積書を再度、別記 1 の 9 により提出すること。

なお、期限内に提出できない者は入札に参加することができない。また、改善通知における記載事項以外の提案内容の変更は認めない。

13. 技術提案等に対する事前審査結果の通知

提出された技術提案等の内容について要求水準書に定める要求要件等を満たしているかについて確認し、技術提案等の事前審査結果として、別記 1 の 9 により提案者に書面で通知するものとする。なお、技術提案等が不採用（評価対象外）の通知を受けた者は、その後の入札に参加することができない。

14. 技術提案等に対する事前審査結果に対する理由説明

技術提案等が採用されず、競争入札の資格がない旨の通知を受けた者は、HWS に対し

その理由について、別記1の10により、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。

15. 入札書及び積算内訳書の提出等

入札書及び積算内訳書については、入札書及び積算内訳書（様式集 様式9、様式4～4-1-10（見積書と同一様式））を別記1の11のとおり持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）すること。

16. 開札日時及び開札場所

開札日時及び開札場所は、別記1の12による。なお、入札回数は1回とする。

17. 入札書の記載方法

入札は総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税を含まない額を入札書に記載すること。

18. 落札者決定基準等

(1) 評価の方法

本公告に係る入札の総合評価落札方式（高度技術提案型）一般競争入札は、4に示す競争入札参加資格を有し、技術提案を提出し、要求水準書で定める最低限の要求要件や施工条件を満たしていると事前審査で認められた者（以下「競争入札参加有資格者」という。）の入札価格（技術提案の内容を実現するのに必要な工事原価を含むものとする。）に応じた次に定める価格評価点と、競争入札参加有資格者の技術提案の内容に応じて評価する内容評価点（最大100点）を加えた総合評価点をもって入札者の評価を行う。

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の算出にあたって入札価格、予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とする。また、価格評価点、内容評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下2位までとする。技術提案を評価する「内容評価点」及び入札価格を評価する「価格評価点」の和を「総合評価点」として評価する。

(2) 落札者の決定方法

- 1) 予定価格の制限の範囲内で、(1)により算出した総合評価点の最も高い者を落札者として決定する。
- 2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、内容評価点の高い物を落札者とし、さらに内容評価点が同点の場合は、くじにより落札者を決定する。

(3) 評価基準

落札者決定基準に定める。

(4) 評価結果の公表

評価結果は、契約締結後、次に掲げる事項をHWSホームページにおいて公表する。

- 1) 価格評価点

- 2) 内容評価点
- 3) 総合評価点
- 4) 技術提案の改善に係る過程の概要

(5) 評価内容の担保

落札者の技術提案の内容については、契約の締結にあたり、契約上履行すべき事項である旨を契約図書に明示する。

なお、契約図書に記載された技術提案を履行することにより、追加の工事費が必要となる場合においても、これを設計変更の対象としない。

(6) 技術提案が履行されなかったときの対応

実際の施工に際しては、技術提案内容を満たす施工を行うものとする。

技術提案の中で落札決定時に有効提案として加点の対象となった提案項目において、受注者の責により提案内容を満たす施工が行われていない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難、あるいは合理的でない場合は、(7)の措置をとるものとする。履行の有無は、完成検査時に判断するものとする。

なお、工事目的物に性能未達がある場合、HWSは原則として引き渡しを受けず、工事請負契約約款に定める規定に従い、損害金等の措置をとる。

(7) 違約金の徴収

履行した内容に基づく内容評価点を再度計算した後、総合評価点が、落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格との差額を違約金として徴収する。

具体的には、次の式により算定した額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を徴収する。

$$\text{違約金} = \text{予定価格} \times (C1 - C2) / 100 \quad (\text{円})$$

C1：落札決定時の内容評価点

C2：履行確認時の内容評価点

違約金は、1円未満切り捨てとする。

(8) 請負契約の締結

HWSと落札者は、2023年8月7日(月)まで(ただし、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、HWSが別途定める日まで)に、HWSとの間で請負契約を締結する。

19. 調査基準価格及び失格基準価格

(1) この制限付一般競争入札は、調査基準価格を設定する。

(2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。ただし、失格基準価格を下回る価格の入札を行った者は落札候補者とししない。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、以下に示す低入札価格調査に協力すること。

- 1) 予定している労務、資材等の量及び調達等に関する事項並びにその適否に関する事項
- 2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの

主張がある場合におけるその適否に関する事項

- 3) 経営状態に関する事項
- 4) その他落札の決定に必要な事項

(4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

- 1) 建設業法第 26 条第 3 項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者 1 名をその補助技術者として置かなければならないこと。
- 2) 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。
- 3) 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。
- 4) 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。

20. 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

21. 契約保証金

この一般競争入札は、契約保証金を免除する。

22. 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1) 入札保証金を納付しないもの又は入札保証金が規定の額に不足するもの
- 2) 入札事項若しくは価格を表示しないもの又は不明確なもの
- 3) 入札者の記名押印のないもの
- 4) 委任状のない代理人がしたもの
- 5) 2 以上の入札者の代理人となって入札したもの
- 6) 同一事項について同一人の名をもって同時に 2 以上の入札をしたもの
- 7) 入札に際して不正の行為があったと認められるもの
- 8) 特に指定した条件に違反したもの
- 9) その他入札参加者の資格を具備しないもの
- 10) 確認申請において虚偽の申請をした者のした入札
- 11) 設計図書等及び現場説明において示した条件などの入札に関する条件に違反した入札
- 12) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後落札決定までの間に第 3 条一般競争入札参加資格に規定する参加資格を失った者のした入札
- 13) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

(1) 人的関係

- i) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)
- ii) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生

法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) その他の関係

上記(1)と同視しうる人的関係があると認められる場合

- ※ 開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。
- ※ 共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか1企業体のみ入札参加とする（人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能）。

(2) 入札者が不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは、その入札者の全員がした入札を無効とする。

(3) 前 2 項の規定による入札の無効は、HWS が決定する。この場合において入札者はその決定に対して異議を申し立てることができない。

23. 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分
総額で定める。

24. 契約書作成の要否 [要]

25. 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に土・日・祝日及びHWSが定める休日(年末年始12月29日～1月3日・創立記念日5月12日)があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

26. 1に掲げる工事に直接関連する他の工事の請負契約を、1に掲げる工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 [無]

27. 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象とならない。

別記 1

1. 一般競争入札参加資格確認申請書

(1) 提出方法

必要と認める書類を、郵送により提出

(2) 受付期間

2023年2月2日（木）から2023年3月6日（月）

（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。） 午前9時から午後4時まで

(3) 提出先

浜松ウォーターシンフォニー株式会社（以下、HWSとする。）施設工事部

(4) 住 所

静岡県浜松市南区松島町 2552 番 1 西遠浄化センター

(5) 連絡先

shisetsu.koji@hw-symphony.co.jp

(6) その他

2023年3月15日（水）午後1時以降、一般競争入札参加資格確認通知書をHWSより電送にて送付する。

2. 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(1) 方法

郵送または電送にて提出

(2) 提出期限

2023年3月17日（金）午前9時から午後4時まで

(3) 提出先

1. に示す連絡先

(4) その他

HWSは説明を求めたものに対し、2023年3月20日（月）までに書面により回答する。

3. 入札説明書等の送付

(1) 送付期間

2023年2月1日（水）から2023年3月3日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。） 午前9時から午後4時まで

(2) 送付方法

1. に示す連絡先へ入札説明書等送付申請書を電送および送付のこと、その後HWSより電送もしくは郵送する。

4. 入札参加資格に関する質問

(1) 提出方法

様式1-1 入札参加資格に関する質問書を電送にて提出のこと

(2) 受付期間

2023年2月2日（木）から2023年2月17日（金）まで

(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。) 午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 提出先

1. に示す連絡先

5. 現地調査

(1) 申込期限

2023 年 3 月 20 日 (月) 午後 4 時まで

(2) 申込先

1. に示す連絡先

(3) その他

現地調査の日時は、協議の上決定する。また、調査は土曜日、日曜日及び祝日等を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。

6. 技術提案に関する質問

(1) 提出方法

様式 1 入札説明書等に関する質問書を電送にて提出

(2) 受付期間

2023 年 3 月 17 日 (金) から 2023 年 4 月 5 日 (水) まで

(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。) 午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 提出先

1. に示す連絡先

7. 技術提案等に関する資料の提出

(1) 日時

2023 年 2 月 2 日 (木) から 2023 年 5 月 9 日 (火)

(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。) 午前 9 時から午後 4 時まで。なお、提出の際には、以下に示す場所に連絡し、持参日時を協議すること。

(2) 提出先

1. に示す連絡先

(3) 提出方法

持参により提出

8. 技術提案等の改善通知

(1) 日時

2023 年 6 月 20 日 (火) 午後 4 時まで

(2) 通知方法

書面により提案者に通知

9. 技術提案等の再提出

(1) 日時

2023 年 7 月 3 日 (月) 午後 4 時まで

(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。) 午前 9 時から午後 4 時まで。なお、提出の際に

は、以下に示す場所に連絡し、持参日時を協議すること。

(2) 提出先

1. に示す連絡先

(3) 提出方法

持参により提出

(4) その他

2023年7月26日（水）までに、HWSより技術提案等に対する事前審査結果を送付する。

10. 技術提案等に対する事前審査結果に対する理由説明要求

(1) 提出期限

2023年7月27日（木）午後4時まで

(2) 提出先

1. に示す連絡先

(3) 提出方法

郵送または電送にて提出

(4) その他

HWSは説明を求めたものに対し、2023年7月28日（金）までに書面により回答する。

11. 入札書及び積算内訳書の提出等

(1) 日時

2023年7月31日（月）

午前9時から午後3時までなお、持参により提出の際には、以下に示す場所に連絡し、持参日時を協議すること。

(2) 提出先

1. に示す連絡先

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）

12. 開札日時及び開札場所

(1) 開札日時

2023年7月31日（月）午後4時

(2) 開札場所

HWS

入札説明書等送付申請書

【単体企業申請用】

| | | | |
|---------|-----------------------------|-----------|-------|
| 公 告 番 号 | | 公 告 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工 事 名 | 令和5年度西遠浄化センター汚泥焼却（4号）設備改築工事 | | |
| 工 事 場 所 | 浜松市南区松島町地内 西遠浄化センター | | |

上記の工事について入札説明書等の送付申請をいたします。

年 月 日

(あて先) 浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表取締役 内野 一尋

代表者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

入札説明書等送付申請書

【共同企業体申請用】

| | | | |
|------|-----------------------------|-------|-------|
| 公告番号 | | 公告年月日 | 年 月 日 |
| 工事名 | 令和5年度西遠浄化センター汚泥焼却（4号）設備改築工事 | | |
| 工事場所 | 浜松市南区松島町地内 西遠浄化センター | | |

上記の工事について入札説明書等の送付申請をいたします。

年 月 日

(あて先) 浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表取締役 内野 一尋

| | | |
|-------------|----------------------------|---|
| 申請者 | 共同企業体 の 名 称 | |
| 代表者 | 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 | 印 |
| その他の 構成員 | 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 | 印 |
| その他の 構成員 | 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 | 印 |